

維持会員規程

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツクラブ協会（以下「協会」という。）定款第8章の「維持会員」に関する必要な事項を定める。

第2条 維持会員は、協会の目的に賛同し、維持活動を行う個人及び法人・団体で、その性格により次のとおり分類する。

- (1) 個人維持会員
①一般維持会員 ②指導者維持会員
- (2) スポーツクラブ維持会員
- (3) 法人維持会員

第3条 維持会員になろうとする者は、協会理事長あて所定の入会申込書を提出する。

2 協会理事長は、入会申込書を審査のうえ入会を承認する。

第4条 維持会員には、会員証を交付する。

第5条 維持会員は協会から次の特典を受けることができる。

- (1) 協会発行の会報の配布等による情報の提供
- (2) 協会の主催する行事及び催物等の優先的案内並びに参加費の割引
- (3) 維持会員の主催する行事及び催物等の後援
- (4) 講習会・ワークショップの開催

第6条 維持会員は、毎年4月末までに、その年度の維持会費を納入する。

2 年度開始後の入会の場合は、入会申込日の翌月末までに一括納入する。ただし、法人維持会員の初年度については、入会日より月額10,000円×（入会月から年度末までの月数）を一括納入する。

3 維持会員が年度途中で退会した場合には、既納の維持会費は返還しない。

第7条 維持会員の会費は次のとおりとする。なお、入会にあたっての入会金は不要とする。

- (1) 個人維持会員
①一般維持会員 年 額 3,000 円
②指導者維持会員

種 類	期 間
スポーツクラブインストラクター、子ども身体運動発達指導士、スポーツクラブマネジャー、中高老年期運動指導士、介護予防運動スペシャリスト、健康・スポーツサプリメントアドバイザー	4年度分 12,000 円 (更新は2年度分 6,000 円)
上級スポーツクラブインストラクター、上級スポーツクラブマネジャー、上級介護予防運動スペシャリスト、上級健康・スポーツサプリメントアドバイザー	4年間 20,000 円 (更新は2年度分 12,000 円)
マスター	生涯 10,000 円
上級マスター	生涯 15,000 円
スーパーマスター	生涯 25,000 円

- (2) スポーツクラブ維持会員 年 額 10,000 円
- (3) 法人維持会員 年 額 120,000 円

2 前項の会費については、その全額を管理費用のために充当する。

第 8 条 維持会員が退会する場合は、あらかじめ協会理事長に退会届を提出し、承認を得る。

2 第 6 条に定める納入期限を 6 ヶ月以上過ぎても維持会費が未納の場合は退会とみなす。

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、協会理事長が行なう。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正・施行する。

3 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正・施行する。

4 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正・施行する。

5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正・施行する。

6 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正・施行する。